

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	1	3. (6) 入札保証金	入札保証保険証券の保証期間について、ご教示願います。	開札日から1ヶ月程度として下さい。
2	入札説明書	6	7. 競争参加資格の確認等 (6) イ技術提案書(イ)	「文字サイズについては10.5ポイント、文字色は黒とし」とありますが、挿入された図表にも適用されるのでしょうか。ご教示願います。	図表には適用されません。
3	入札説明書	6	7. 競争参加資格の確認等 (6) イ技術提案書(イ)	装飾文字を使用しないこととありますが、「下線」の使用は出来ないとのことでしょうか。「フォントの変更」は可能ですか。ご教示願います。	下線の使用はできませんが、フォントの変更は可能です。
4	入札説明書	10	10. 入札の評価に関する基準及び得点配分(2) ②評価基準等Ⅲ(a)	「地元での雇用や調達」とありますが、「地元」の範囲は南相馬市と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	南相馬市を中心とした福島県内を想定しています。
5	現場説明事項	3	6. 施工時期、時間・施工に関する事項	「本工事の除染等工事に係る工事設計労務単価は、著しく時間的制約を受けることに鑑み、1.06倍の補正割増しを行っている。ただし、除染等工事の内業に係る業務及び設計業務委託等技術者単価については、補正割増しを行っていない。」と記載がありますが、「内業に係る業務」とは数量総括表に、安全講習費、(データ整理)、(内業)と明記されている項目と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
6	現場説明事項	3	6. 施工時期、時間・施工に関する事項	当該工事の施工箇所が点在し移動等時間を費やすため、作業時間が7時間/日以下と考えられます。 除染等工事に係る工事設計労務単価の割増補正を1.14倍に変更することは、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	現場説明事項 6. 施工時期、時間・施工に関する事項に準じます。
7	現場説明事項	3	6. 施工時期、時間・施工に関する事項	工事設計労務単価は、著しく時間的制約を受けることを鑑み、1.06倍の補正割増しを行っている。と記載されていますが、補正割増し後の労務単価の丸めは一百円単位又は百円単位のどちらでしょうか。それ以外の場合もご教示願います。	有効桁3桁とし100円未満は切捨てとします。 (例) $17,500 \times 1.06 = 18,550 \approx 18,500$ (設計労務単価)

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
8	現場説明事項	4	14. 労働者等 宿舎設置・撤 去に関する事 項	「労働者宿舎の設置及び撤去に要する費用は・・・設計変更の対象としない。」と記載がありますが、宿舎等の維持費用は設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	宿舎等の維持費用は設計変更の対象としませんが、現地状況等を踏まえ別途協議に応じます。
9	現場説明事項	4	14. 労働者等 宿舎設置・撤 去に関する事 項	「労働者の生活環境が整備されたことから、労働者宿舎の設置・撤去に係る費用を共通仮設費の積上げから削除する。」とありますが、南相馬市近辺で自宅通いの労働者率は25%（労働者約600人に対して平成27年度南相馬市本除染等工事（その5）の実績より）に満たず、本工事の労働者数規模を鑑みると、労働者の生活環境が整備されたとは考えられません。 労働者等宿舎は、現在ある宿舎を継続的に確保して使用し、撤去及び解体費用は設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	宿舎の撤去及び解体費用は設計変更の対象としませんが、現地状況等を踏まえ別途協議に応じます。
10	現場説明事項 特記仕様書	4 2	14. 労働者等 宿舎設置・撤 去に関する事 項 第1章6. 被災 地以外からの 労働者確保に 要する間接費 の設計変更	南相馬地域の現状(本来の建設労働人口が少なく、震災復興工事に既往の建設労働人口が従事している)から本工事の労働者確保が困難な場合、作業員の正規の宿泊施設の宿泊費は別途協議して頂けますでしょうか。ご教示願います。	現地状況等により作業員宿舎が足りない等の場合は、別途協議に応じます。
11	現場説明事項	5	15. 農地の地 力回復に関す る事項	「地力回復材として、10,000 m <sup>2</sup> 当り、熔リン0.4 t、ケイ酸カリウム0.8 t、ゼオライト散布1.0 tの散布を計上している。」と記載がありますが、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）8.1.2.7-（2）によると、ゼオライト散布は1,000m <sup>2</sup> 当り1.0 tの散布が計上されています。どちらの数値によるべきか、ご教示願います。	ゼオライト散布は、1,000m <sup>2</sup> 当り1.0tが正になります。
12	現場説明事項	5	21. 敷鉄板に ついて	敷鉄板の撤去及び返却時に運搬車両が進入できない場合、撤去した敷鉄板を運搬車両が進入可能な場所まで小運搬し、集積に要する費用は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	別途協議の上、設計変更の対象にします。
13	現場説明事項			労働者輸送費は、別途協議対象として頂けますでしょうか。ご教示願います。	対象としませんが、現地状況等を踏まえ別途協議に応じます。

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
14	特記仕様書	2	6. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更	<p>「労働者の生活環境が整備されたことから、労働者確保に要する間接費は原則設計変更の対象としない。」とありますが、南相馬市近辺で確保できる労働者雇用率は25%（労働者約600人に対して平成27年度南相馬市本除染等工事（その5）の実績より）に満たないため、本工事規模からは南相馬市近辺で労働者を確保出来ないと想定されます。</p> <p>この場合は、被災地以外からの労働者確保に要する間接費は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	原則設計変更の対象としません。
15	特記仕様書	2	6. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更	<p>「労働者の生活環境が整備されたことから、労働者確保に要する間接費は原則設計変更の対象としない。」とありますが、南相馬市近辺で監督社員を確保出来ない場合は、監督社員の工事従事に付随する費用は設計変更項目として考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	設計変更の対象としません。
16	特記仕様書	6	(ため池仮置場からの不燃物予想搬入量)	ため池仮置場で本工事の工期開始時において、不燃物は総括数量表に示された全数、袋詰めされ現地に集積している状態と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
17	特記仕様書	6	(ため池仮置場からの不燃物予想搬入量)	ため池仮置場にある不燃物において、袋内で滞水が確認された場合、又は軟弱な不燃物で袋が自立しない場合は、運搬せずに改善処理方法を別途ご指示いただき、設計変更の対象となると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
18	図面 特記仕様書	別図3 6	南相馬市ため池位置図 (ため池仮置場からの不燃物予想搬入量)	位置図中にあるため池「猪尾迫」について、搬出先仮置場が明記されていません。搬出先仮置場をご提示願います。 また、予想搬入数量についても記載がないため、ご提示願います。	ため池「猪尾迫」は今回工事に該当しません。記載の誤りです。
19	図面	別図4 ～10	仮置場平面図	保護層及び盛土撤去後の残土処分先が明記されていませんが、残土の処分先及び運搬距離は別途設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	保護層、盛土の撤去した土砂は、各仮置場内に仮置きします。

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
20	数量総括表	全般	摘要	摘要欄に記載ある番号は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）に記載ある番号と対応していると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
21	数量総括表	3/8	客土 8.1.2.6 8.2.2.6	当該項目の積算代価について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）8.1.2.6及び8.2.2.6の●材料費に「客土材」が計上されていますが、客土材の仕様をご教示願います。 また、客土材は現地条件や地元要望等で仕様変更となる場合は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	客土材は、砂 埋戻し用で計上しています。 また、客土材が仕様変更する場合は別途協議の上、設計変更の対象にします。
22	数量総括表	3/8 4/8	地力回復（土壌改良剤の散布） 8.1.2.7- (1) 8.2.2.7- (1) 8.3.2.5- (1)	当該項目に「深耕」と「客土」の記載がありますが、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）8.1.2.7- (1) 注1を適用し、以下のように熔リンの施肥量を考えて宜しいでしょうか。現場説明事項（5頁）で示される熔リン施肥量と差異が生じているため、ご教示願います。 「深耕」記載：10,000m2当り、熔リン施肥量0.4t 「客土」記載：10,000m2当り、熔リン施肥量1.0t	貴見のとおり。
23	数量総括表	5/8	側面の遮へい 13.1.1.15 上面の遮へい 13.1.1.16	「材料転用」と記載がありますが、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）13.1.1.15及び 13.1.1.16にある●材料費の項目を除いた積算代価と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
24	数量総括表	6/8	除去土壌等の運搬	避難指示が解除し地元の方が帰宅されたため、また除染作業場所が点在しているため、除去土壌等を一時集積する場所が限られています。現地条件により一時集積場所までの小運搬を設計変更の対象と考え、実績による運搬距離及び数量を計上すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
25	数量総括表	6/8	足場（12m未満） 18.1.1.1-(2)	当該項目の積算代価について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）18.1.1.1- (2) に「枠組足場材賃料」が計上されていますが、この賃料を算出するにあたり供用日数をご提示願います。	賃料は30日です。
26	数量総括表	7/8	敷鉄板撤去 18.4.1.1	当該項目の積算代価について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）18.4.1.1の※2に「敷鉄板の整備費、不足弁償金は撤去時に計上する。」とあります。整備費及び不足弁償金に計上されている数量をご提示願います。 また、整備費及び不足弁償金の数量は、撤去実績により設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	整備費は107.6枚、不足弁償金は計上してません。整備費、不足弁償金数量は、実績により設計変更の対象にします。

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
27	数量総括表	7/8	健康診断費 19.1.1.4	当該項目の積算代価について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第10版）19.1.1.4のとおり、「内部被ばく検査」が計上されていると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	内部被ばく検査（WBC）は計上してません。別途協議の上、設計変更の対象にします。
28	積算資料	全般	共通仮設費率及び現場管理費率の補正	共通仮設費率及び現場管理費率の補正の施工地域・施工場所区分は「補正無し」と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
29	積算資料	全般	現場環境改善費	現場環境改善費は計上されてないと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
30	積算資料	全般	日当り施工量	本工事に於ける土工、コンクリート工は日当り作業量の補正（東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し）を行っているのでしょうか。ご教示願います。	作業量の補正はしてません。
31	積算資料	全般	資材単価	本工事に使用している「積算資材単価」は建設物価（WEB建設有）と積算資料（積算資料別冊）の二誌平均を採用していると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
32	積算資料	全般	資材単価	本工事に使用する「積算資材単価」の「建設物価」「積算資料」の採用年月をご教示願います。	平成30年1月です。
33	積算資料	全般	雑品の取扱い	本工事の経費計算に於いて、軽微な雑品区分としては「計上しない」と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	雑品区分はしてません。諸雑費で計上してます。
34	積算資料	全般	クレーン作業料金及び建設機械等賃料	各代価に使用されているクレーン作業料金及び建設機械賃料は長期割引有と 考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	クレーン作業は、15.1.1排水処理は長期割引なし、その他の工種は長期割引 あります。また、建設機械は長期割引なしです。

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
35	積算資料	全般	積算基準の適用	積算にあたっては、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)」を適用すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います	貴見のとおり。
36	積算資料	全般	設計労務単価 設計業務委託 等技術者単価	本工事の除染等工事に係る工事設計労務単価は「除染特別地域における除染等工事に係る設計労務単価の改定について(通知)」(環水大総発第1703132号 平成29年3月13日)を適用すると考えて宜しいでしょうか。また、設計業務委託等技術者単価も物価資料に公表されている平成29年度単価を基本に使用することで宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
37	積算資料	全般	建設機械の損料	本工事において積算に使用する建設機械の損料は「建設機械等損料表」平成29年度版を基本とすることで宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
38	積算資料	本工事 費内訳 書 3	タヤ損耗費及 び補修費	6.2.1.1-(1)除草及び6.1.1.1堆積物の除去で使用するダンプトラックのタヤ損耗費及び補修費の路面条件は、良好、普通、不良のいずれをお考えでしょうか。ご教示願います。	6.2.1.1.-(1)、6.1.1.1で使用するタヤ消耗費及び補修費の路面条件は、普通です。
39	積算資料	本工事 費内訳 書 14、16	下部シートの 撤去、除去土 壌等の運搬	技術提案書記載の参考のため、131～132号代価表、148～153号代価表をご提示頂けないでしょうか。	除染特別地域における除染等工事暫定基準(第10版)に準じます。
40	積算資料	本工事 費内訳 書 17	足場	18.1.1.1-(2)(12m未満)に於いて、「除染特別地域における除染等工事暫定基準(平成29年4月)」に歩掛及び枠組み足場仕様が記載されていますが、枠組み足場仕様の当り数量の記載がありません。当り数量と本工事の足場賃料期間をご教示願います。	枠組み足場仕様は1掛㎡当りです。枠組本足場賃料は100掛㎡当り30日です。
41	積算資料 現場説明事項	本工事 費内訳 書 18 現場説 明事項 5	敷鉄板	敷鉄板賃料の賃料期間は180日間で整備料を含むものと考えて宜しいでしょうか。又、その場合の敷鉄板枚数をご教示願います。	18.4.1.1敷鉄板撤去仮置場撤去分は整備費を含みます。また、鋼板(賃貸)180日以内は、整備費は含みません。

平成29年度南相馬市環境復旧等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
42	積算資料	本工事 費内訳 書 18、19	共通仮設費 (率計上) 現場管理費 一般管理費	経費率について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)に記載されているとおり、共通仮設費率5.97%、現場管理費率31.23%、一般管理費率7.41%との認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。	除染特別地域における除染等工事暫定基準(第10版)に準じます。
43	積算資料	本工事 費内訳 書 18、19	共通仮設費 (率計上) 現場管理費	経費率について、「東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月3日付け国土交通省技建発第3号)に基づき共通仮設費率に1.5を乗じ、現場管理費率に1.2を乗じた積算の考え方で宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。 除染特別地域における除染等工事暫定基準(第10版)に準じます。
44	積算資料	本工事 費内訳 書 19	一般管理費等 契約保証	一般管理費率の補正について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第10版)に記載されている前払金支出割合区分による補正はなく、契約保証の補正值は0.04%と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
45	積算資料	本工事 費内訳 書 20	運搬費	仮設材運搬には積込費及び取卸し費を含むものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり。
46	積算資料	代価表 25～35	山林砂防工	「除染特別地域における除染等工事に係る設計労務単価の改定について(通知)」(環水大総発第1703132号 平成29年3月13日)に「山林砂防工」の除染等工事設計労務単価の記載がありません。 また、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価について(国土交通省：平成29年2月10日)」の07福島県にも同様に設計労務単価の記載がありません。 「山林砂防工」の除染等工事設計労務単価は、どの設計労務単価を適用したらよいか、ご教示願います。	平成29年4月 福島県の公共工事設計労務単価26,500円・人を採用してま す。